

建築基準法（抜粋）

建築基準法

（昭和二十五年五月二十四日法律第二百一号）

（構造耐力）

第二十条 建築物は、自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全な構造のものとして、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に適合するものでなければならない。

- 一 高さが六十メートルを超える建築物 当該建築物の安全上必要な構造方法に関して政令で定める技術的基準に適合するものであること。この場合において、その構造方法は、荷重及び外力によって建築物の各部分に連続的に生ずる力及び変形を把握することその他の政令で定める基準に従った構造計算によって安全性が確かめられたものとして国土交通大臣の認定を受けたものであること。
- 二 高さが六十メートル以下の建築物のうち、第六条第一項第二号に掲げる建築物（高さが十三メートル又は軒の高さが九メートルを超えるものに限る。）又は同項第三号に掲げる建築物（地階を除く階数が四以上である鉄骨造の建築物、高さが二十メートルを超える鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物その他これらの建築物に準ずるものとして政令で定める建築物に限る。）次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。
 - イ 当該建築物の安全上必要な構造方法に関して政令で定める技術的基準に適合すること。この場合において、その構造方法は、地震力によって建築物の地上部分の各階に生ずる水平方向の変形を把握することその他の政令で定める基準に従った構造計算で、国土交通大臣が定めた方法によるもの又は国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるものによって確かめられる安全性を有すること。
 - ロ 前号に定める基準に適合すること。
- 三 高さが六十メートル以下の建築物のうち、第六条第一項第二号又は第三号に掲げる建築物その他その主要構造部（床、屋根及び階段を除く。）を石造、れんが造、コンクリートブロック造、無筋コンクリート造その他これらに類する構造とした建築物で高さが十三メートル又は軒の高さが九メートルを超えるもの（前号に掲げる建築物を除く。）次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。
 - イ 当該建築物の安全上必要な構造方法に関して政令で定める技術的基準に適合すること。この場合において、その構造方法は、構造耐力上主要な部分ごとに応力度が許容応力度を超えないことを確かめることその他の政令で定める基準に従った構造計算で、国土交通大臣が定めた方法によるもの又は国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるものによって確かめられる安全性を有すること。
 - ロ 前二号に定める基準のいずれかに適合すること。
- 四 前三号に掲げる建築物以外の建築物 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。
 - イ 当該建築物の安全上必要な構造方法に関して政令で定める技術的基準に適合すること。
 - ロ 前三号に定める基準のいずれかに適合すること。

建築基準法施行令

(昭和二十五年十一月十六日政令第三百三十八号)

(構造設計の原則)

第三十六条の三 建築物の構造設計に当たっては、その用途、規模及び構造の種別並びに土地の状況に応じて柱、はり、床、壁等を有効に配置して、建築物全体が、これに作用する自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して、一様に構造耐力上安全であるようにすべきものとする。

2 構造耐力上主要な部分は、建築物に作用する水平力に耐えるように、釣合い良く配置すべきものとする。

3 建築物の構造耐力上主要な部分には、使用上の支障となる変形又は振動が生じないような剛性及び瞬間的破壊が生じないような靱性をもたすべきものとする。

(構造部材の耐久)

第三十七条 構造耐力上主要な部分で特に腐食、腐朽又は摩損のおそれのあるものには、腐食、腐朽若しくは摩損しにくい材料又は有効なさび止め、防腐若しくは摩損防止のための措置をした材料を使用しなければならない。

(屋根ふき材等)

第三十九条 屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものは、風圧並びに地震その他の震動及び衝撃によつて脱落しないようにしなければならない。

2 屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の構造は、構造耐力上安全なものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとしなければならない。

3 特定天井(脱落によつて重大な危害を生ずるおそれがあるものとして国土交通大臣が定める天井をいう。以下同じ。)の構造は、構造耐力上安全なものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。

4 特定天井で特に腐食、腐朽その他の劣化のおそれのあるものには、腐食、腐朽その他の劣化しにくい材料又は有効なさび止め、防腐その他の劣化防止のための措置をした材料を使用しなければならない。

第八節 構造計算

第一款 総則

第八十一条 法第二十条第一号の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 荷重及び外力によつて建築物の各部分に連続的に生ずる力及び変形を把握すること。

二 前号の規定により把握した力及び変形が当該建築物の各部分の耐力及び変形限度を超えないことを確かめること。

三 屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁が、風圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して構造耐力上安全であることを確かめること。

四 前三号に掲げるもののほか、建築物が構造耐力上安全であることを確かめるために必要なものとして国土交通大臣が定める基準に適合すること。

2 法第二十条第二号イの政令で定める基準は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める構造計算によるものであることとする。

一 高さが三十一メートルを超える建築物 次のイ又はロのいずれかに該当する構造計算

- イ 保有水平耐力計算又はこれと同等以上に安全性を確かめることができるものとして国土交通大臣が定める基準に従った構造計算
- ロ 限界耐力計算又はこれと同等以上に安全性を確かめることができるものとして国土交通大臣が定める基準に従った構造計算
- 二 高さが三十一メートル以下の建築物 次のイ又はロのいずれかに該当する構造計算
 - イ 許容応力度等計算又はこれと同等以上に安全性を確かめることができるものとして国土交通大臣が定める基準に従った構造計算
 - ロ 前号に定める構造計算
- 3 法第二十条第三号 イの政令で定める基準は、次条各号及び第八十二条の四に定めるところによる構造計算又はこれと同等以上に安全性を確かめることができるものとして国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によるものであることとする。
- 4 二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、前三項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

第一款の二 保有水平耐力計算

(保有水平耐力計算)

第八十二条 前条第二項第一号イに規定する保有水平耐力計算とは、次の各号及び次条から第八十二条の四までに定めるところによりする構造計算をいう。

- 一 第二款に規定する荷重及び外力によつて建築物の構造耐力上主要な部分に生ずる力を国土交通大臣が定める方法により計算すること。
- 二 前号の構造耐力上主要な部分の断面に生ずる長期及び短期の各応力度を次の表に掲げる式によつて計算すること。

力の種類	荷重及び外力について想定する状態	一般の場合	第八十六条第二項ただし書の規定により特定行政庁が指定する多雪区域における場合	備考
長期に生ずる力	常時	G + P	G + P	
	積雪時		G + P + 0.7 S	
短期に生ずる力	積雪時	G + P + S	G + P + S	
	暴風時	G + P + W	G + P + W	建築物の転倒、柱の引抜き等を検討する場合には、Pについては、建築物の実況に応じて積載荷重を減らした数値によるものとする。
			G + P + 0.35 S + W	
地震時	G + P + K	G + P + 0.35 S + K		

この表において、G、P、S、W及びKは、それぞれ次の力（軸方向力、曲げモーメント、せん断力等をいう。）を表すものとする。

- G 第八十四条に規定する固定荷重によつて生ずる力
- P 第八十五条に規定する積載荷重によつて生ずる力
- S 第八十六条に規定する積雪荷重によつて生ずる力
- W 第八十七条に規定する風圧力によつて生ずる力
- K 第八十八条に規定する地震力によつて生ずる力

- 三 第一号の構造耐力上主要な部分ごとに、前号の規定によつて計算した長期及び短期の各応力度が、それぞれ第三款の規定による長期に生ずる力又は短期に生ずる力に対する各許容応力度を超えないことを確かめること。
- 四 国土交通大臣が定める場合においては、構造耐力上主要な部分である構造部材の変形又は振動によつて建築物の使用上の支障が起こらないことを国土交通大臣が定める方法によつて確かめること。

(層間変形角)

第八十二条の二 建築物の地上部分については、第八十八条第一項に規定する地震力（以下この款において「地震力」という。）によつて各階に生ずる水平方向の層間変位を国土交通大臣が定める方法によ

り計算し、当該層間変位の当該各階の高さに対する割合（第八十二条の六第二号イ及び第九百九条の二の二において「層間変形角」という。）が二百分の一（地震力による構造耐力上主要な部分の変形によつて建築物の部分に著しい損傷が生ずるおそれのない場合にあつては、百二十分の一）以内であることを確かめなければならない。

（保有水平耐力）

第八十二条の三 建築物の地上部分については、第一号の規定によつて計算した各階の水平力に対する耐力（以下この条及び第八十二条の五において「保有水平耐力」という。）が、第二号の規定によつて計算した必要保有水平耐力以上であることを確かめなければならない。

- 一 第四款に規定する材料強度によつて国土交通大臣が定める方法により保有水平耐力を計算すること。
- 二 地震力に対する各階の必要保有水平耐力を次の式によつて計算すること。

$$Q_{un} = D_s F_{es} Q_{ud}$$

（この式において、 Q_{un} 、 D_s 、 F_{es} 及び Q_{ud} は、それぞれ次の数値を表すものとする。

Q_{un} 各階の必要保有水平耐力（単位 キロニュートン）

D_s 各階の構造特性を表すものとして、建築物の構造耐力上主要な部分の構造方法に応じた減衰性及び各階の靱性を考慮して国土交通大臣が定める数値

F_{es} 各階の形状特性を表すものとして、各階の剛性率及び偏心率に応じて国土交通大臣が定める方法により算出した数値

Q_{ud} 地震力によつて各階に生ずる水平力（単位 キロニュートン）

（屋根ふき材等の構造計算）

第八十二条の四 屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁については、国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて風圧に対して構造耐力上安全であることを確かめなければならない。

第一款の三 限界耐力計算

第八十二条の五 第八十一条第二項第一号ロに規定する限界耐力計算とは、次に定めるところによりする構造計算をいう。

- 一 地震時を除き、第八十二条第一号から第三号まで（地震に係る部分を除く。）に定めるところによること。
- 二 積雪時又は暴風時に、建築物の構造耐力上主要な部分に生ずる力を次の表に掲げる式によつて計算し、当該構造耐力上主要な部分に生ずる力が、それぞれ第四款の規定による材料強度によつて計算した当該構造耐力上主要な部分の耐力を超えないことを確かめること。

荷重及び外力について想定する状態	一般の場合	第八十六条第二項ただし書の規定により特定行政庁が指定する多雪区域における場合	備考
積雪時	$G + P + 1.4S$	$G + P + 1.4S$	
暴風時	$G + P + 1.6W$	$G + P + 1.6W$	建築物の転倒、柱の引抜き等を検討する場合においては、Pについては、建築物の実況に応じて積載荷重を減らした数値によるものとする。
		$G + P + 0.35S + 1.6W$	

この表において、G、P、S及びWは、それぞれ次の力（軸方向力、曲げモーメント、せん断力等をいう。）を表すものとする。

G 第八十四条に規定する固定荷重によつて生ずる力

P 第八十五条に規定する積載荷重によつて生ずる力

S 第八十六条に規定する積雪荷重によつて生ずる力

W 第八十七条に規定する風圧力によつて生ずる力

- 三 地震による加速度によつて建築物の地上部分の各階に作用する地震力及び各階に生ずる層間変位を次に定めるところによつて計算し、当該地震力が、損傷限界耐力（建築物の各階の構造耐力上主要な部分の断面に生ずる応力度が第三款の規定による短期に生ずる力に対する許容応力度に達する

場合の建築物の各階の水平力に対する耐力をいう。以下この号において同じ。)を超えないことを確かめるとともに、層間変位の当該各階の高さに対する割合が二百分の一(地震力による構造耐力上主要な部分の変形によって建築物の部分に著しい損傷が生ずるおそれのない場合にあつては、百二十百分の一)を超えないことを確かめること。

- イ 各階が、損傷限界耐力に相当する水平力その他のこれに作用する力に耐えている時に当該階に生ずる水平方向の層間変位(以下この号において「損傷限界変位」という。)を国土交通大臣が定める方法により計算すること。
- ロ 建築物のいずれかの階において、イによつて計算した損傷限界変位に相当する変位が生じている時の建築物の固有周期(以下この号及び第七号において「損傷限界固有周期」という。)を国土交通大臣が定める方法により計算すること。
- ハ 地震により建築物の各階に作用する地震力を、損傷限界固有周期に応じて次の表に掲げる式によつて計算した当該階以上の各階に水平方向に生ずる力の総和として計算すること。

$T_d < 0.16$ の場合	$P_{di} = (0.64 + 6T_d) m_i B_{di} Z G_s$
$0.16 \leq T_d < 0.64$ の場合	$P_{di} = 1.6 m_i B_{di} Z G_s$
$0.64 \leq T_d$ の場合	$P_{di} = (1.024 m_i B_{di} Z G_s) \div T_d$

この表において、 T_d 、 P_{di} 、 m_i 、 B_{di} 、 Z 及び G_s は、それぞれ次の数値を表すものとする。

T_d 建築物の損傷限界固有周期(単位 秒)

P_{di} 各階に水平方向に生ずる力(単位 キロニュートン)

m_i 各階の質量(各階の固定荷重及び積載荷重との和(第八十六条第二項ただし書の規定によつて特定行政庁が指定する多雪区域においては、更に積雪荷重を加えたものとする。)を重力加速度で除したもの)(単位 トン)

B_{di} 建築物の各階に生ずる加速度の分布を表すものとして、損傷限界固有周期に応じて国土交通大臣が定める基準に従つて算出した数値

Z 第八十八条第一項に規定する Z の数値

G_s 表層地盤による加速度の増幅率を表すものとして、表層地盤の種類に応じて国土交通大臣が定める方法により算出した数値

ニ 各階が、ハによつて計算した地震力その他のこれに作用する力に耐えている時に当該階に生ずる水平方向の層間変位を国土交通大臣が定める方法により計算すること。

- 四 第八十八条第四項に規定する地震力により建築物の地下部分の構造耐力上主要な部分の断面に生ずる応力度を第八十二条第一号及び第二号の規定によつて計算し、それぞれ第三款の規定による短期に生ずる力に対する許容応力度を超えないことを確かめること。
- 五 地震による加速度によつて建築物の各階に作用する地震力を次に定めるところによつて計算し、当該地震力が保有水平耐力を超えないことを確かめること。
 - イ 各階が、保有水平耐力に相当する水平力その他のこれに作用する力に耐えている時に当該階に生ずる水平方向の最大の層間変位(以下この号において「安全限界変位」という。)を国土交通大臣が定める方法により計算すること。
 - ロ 建築物のいずれかの階において、イによつて計算した安全限界変位に相当する変位が生じている時の建築物の周期(以下この号において「安全限界固有周期」という。)を国土交通大臣が定める方法により計算すること。
 - ハ 地震により建築物の各階に作用する地震力を、安全限界固有周期に応じて次の表に掲げる式によつて計算した当該階以上の各階に水平方向に生ずる力の総和として計算すること。

$T_s < 0.16$ の場合	$P_{si} = (3.2 + 30T_s) m_i B_{si} F_h Z G_s$
$0.16 \leq T_s < 0.64$ の場合	$P_{si} = 8 m_i B_{si} F_h Z G_s$
$0.64 \leq T_s$ の場合	$P_{si} = (5.12 m_i B_{si} F_h Z G_s) \div T_s$

この表において、 T_s 、 P_{si} 、 m_i 、 B_{si} 、 F_h 、 Z 及び G_s は、それぞれ次の数値を表すものとする。

T_s 建築物の安全限界固有周期(単位 秒)

P_{si} 各階に水平方向に生ずる力(単位 キロニュートン)

m_i 第三号の表に規定する m_i の数値

B_{si} 各階に生ずる加速度の分布を表すものとして、安全限界固有周期に対応する振動特性に応じて国土交通大臣が定める基準に従つて算出した数値

F_h 安全限界固有周期における振動の減衰による加速度の低減率を表すものとして国土交通大臣が定める基準に従つて算出した数値

Z	第八十八条第一項に規定するZの数値
G _s	第三号の表に規定するG _s の数値

- 六 第八十二条第四号の規定によること。
- 七 屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁が、第三号ニの規定によつて計算した建築物の各階に生ずる水平方向の層間変位及び同号ロの規定によつて計算した建築物の損傷限界固有周期に応じて建築物の各階に生ずる加速度を考慮して国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて風圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して構造耐力上安全であることを確かめること。
- 八 特別警戒区域内における居室を有する建築物の外壁等が、自然現象の種類、最大の力の大きさ等及び土石等の高さ等（当該外壁等の高さが土石等の高さ等未満であるときは、自然現象の種類、最大の力の大きさ等、土石等の高さ等及び当該外壁等の高さ）に応じて、国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて当該自然現象により想定される衝撃が作用した場合においても破壊を生じないものであることを確かめること。ただし、第八十条の三ただし書に規定する場合は、この限りでない。

第一款の四 許容応力度等計算

第八十二条の六 第八十一条第二項第二号イに規定する許容応力度等計算とは、次に定めるところによりする構造計算をいう。

一 第八十二条各号、第八十二条の二及び第八十二条の四に定めるところによること。

二 建築物の地上部分について、次に適合することを確かめること。

イ 次の式によつて計算した各階の剛性率が、それぞれ十分の六以上であること。

$$R_s = r_s \div r^{-s}$$

（この式において、 R_s 、 r_s 及び r^{-s} は、それぞれ次の数値を表すものとする。

R_s 各階の剛性率

r_s 各階の層間変形角の逆数

r^{-s} 当該建築物についての r_s の相加平均)

ロ 次の式によつて計算した各階の偏心率が、それぞれ百分の十五を超えないこと。

$$R_e = e \div r_e$$

（この式において、 R_e 、 e 及び r_e は、それぞれ次の数値を表すものとする。

R_e 各階の偏心率

e 各階の構造耐力上主要な部分が支える固定荷重及び積載荷重（第八十六条第二項ただし書の規定により特定行政庁が指定する多雪区域にあつては、固定荷重、積載荷重及び積雪荷重）の重心と当該各階の剛心をそれぞれ同一水平面に投影させて結ぶ線を計算しようとする方向と直交する平面に投影させた線の長さ（単位 センチメートル）

r_e 国土交通大臣が定める方法により算出した各階の剛心周りのねじり剛性の数値を当該各階の計算しようとする方向の水平剛性の数値で除した数値の平方根（単位 センチメートル）

三 前二号に定めるところによるほか、建築物の地上部分について、国土交通大臣がその構造方法に応じ、地震に対し、安全であることを確かめるために必要なものとして定める基準に適合すること。

（荷重及び外力の種類）

第八十三条 建築物に作用する荷重及び外力としては、次の各号に掲げるものを採用しなければならない。

- 一 固定荷重
- 二 積載荷重
- 三 積雪荷重
- 四 風圧力
- 五 地震力

2 前項に掲げるもののほか、建築物の実況に応じて、土圧、水圧、震動及び衝撃による外力を採用しなければならない。

(固定荷重)

第八十四条 建築物の各部の固定荷重は、当該建築物の実況に応じて計算しなければならない。ただし、次の表に掲げる建築物の部分の固定荷重については、それぞれ同表の単位面積当たり荷重の欄に定める数値に面積を乗じて計算することができる。

建築物の部分	種別	単位面積当たり荷重(単位 一平方メートルにつきニュートン)	備考		
屋根	瓦ぶき	ふき土がない場合	六四〇	下地及びたるきを含み、もやを含まない。	
		ふき土がある場合	九八〇	下地及びたるきを含み、もやを含まない。	
	波形鉄板ぶき	もやに直接ふく場合	五〇	もやを含まない。	
	薄鉄板ぶき		二〇〇	下地及びたるきを含み、もやを含まない。	
	ガラス屋根		二九〇	鉄製枠を含み、もやを含まない。	
	厚形スレートぶき		四四〇	下地及びたるきを含み、もやを含まない。	
木造のもや	もやの支点間の距離が二メートル以下の場合	五〇			
	もやの支点間の距離が四メートル以下の場合	一〇〇			
天井	さお縁	天井面につき	一〇〇	つり木、受木及びその他の下地を含む。	
	繊維板張、打上げ板張、合板張又は金属板張		一五〇		
	木毛セメント板張		二〇〇		
	格縁		二九〇		
	しつくい塗		三九〇		
	モルタル塗		五九〇		
床	木造の床	板張	一五〇	根太を含む。	
		畳敷	三四〇	床板及び根太を含む。	
		床張り	張り間が四メートル以下の場合	一〇〇	
			張り間が六メートル以下の場合	一七〇	
	張り間が八メートル以下の場合		二五〇		
	コンクリート造の床の仕上げ	板張	二〇〇	根太及び大引を含む。	
		フロアリングブロック張	一五〇	仕上げ厚さ一センチメートルごとに、そのセンチメートルの数値を乗ずるものとする。	
		モルタル塗、人造石塗及びタイル張	二〇〇		
アスファルト防水層		一五〇	厚さ一センチメートルごとに、そのセンチメートルの数値を乗ずるものとする。		
壁	木造の建築物の壁の軸組	壁面につき	一五〇	柱、間柱及び筋かいを含む。	
	木造の建築物の壁の仕上げ	下見板張、羽目板張又は繊維板張	一〇〇	下地を含み、軸組を含まない。	
		木ずりしつくい塗	三四〇		
		鉄網モルタル塗	六四〇		
	木造の建築物の小舞壁		八三〇	軸組を含む。	
	コンクリート造の壁の仕上げ	しつくい塗	一七〇	仕上げ厚さ一センチメートルごとに、そのセンチメートルの数値を乗ずるものとする。	
		モルタル塗及び人造石塗	二〇〇		
		タイル張	二〇〇		

(積載荷重)

第八十五条 建築物の各部の積載荷重は、当該建築物の実況に応じて計算しなければならない。ただし、次の表に掲げる室の床の積載荷重については、それぞれ同表の(い)、(ろ)又は(は)の欄に定める数値に床面積を乗じて計算することができる。

構造計算の対象		(い)	(ろ)	(は)	
室の種類		床の構造計算をする場合 (単位 一平方メートルにつきニュートン)	大ばり、柱又は基礎の構造計算をする場合(単位 一平方メートルにつきニュートン)	地震力を計算する場合 (単位 一平方メートルにつきニュートン)	
(一)	住宅の居室、住宅以外の建築物における寝室又は病室	一、八〇〇	一、三〇〇	六〇〇	
(二)	事務室	二、九〇〇	一、八〇〇	八〇〇	
(三)	教室	二、三〇〇	二、一〇〇	一、一〇〇	
(四)	百貨店又は店舗の売場	二、九〇〇	二、四〇〇	一、三〇〇	
(五)	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場その他これらに類する用途に供する建築物の客席又は集会室	固定席の場合	二、九〇〇	二、六〇〇	一、六〇〇
		その他の場合	三、五〇〇	三、二〇〇	二、一〇〇
(六)	自動車車庫及び自動車通路	五、四〇〇	三、九〇〇	二、〇〇〇	
(七)	廊下、玄関又は階段	(三)から(五)までに掲げる室に連絡するものにあつては、(五)の「その他の場合」の数値による。			
(八)	屋上広場又はバルコニー	(一)の数値による。ただし、学校又は百貨店の用途に供する建築物にあつては、(四)の数値による。			

2 柱又は基礎の垂直荷重による圧縮力を計算する場合においては、前項の表の(ろ)欄の数値は、そのささえる床の数に応じて、これに次の表の数値を乗じた数値まで減らすことができる。ただし、同項の表の(五)に掲げる室の床の積載荷重については、この限りでない。

ささえる床の数	積載荷重を減らすために乗ずべき数値
二	〇・九五
三	〇・九
四	〇・八五
五	〇・八
六	〇・七五
七	〇・七
八	〇・六五
九以上	〇・六

3 倉庫業を営む倉庫における床の積載荷重は、第一項の規定によつて実況に応じて計算した数値が一平方メートルにつき三千九百ニュートン未満の場合においても、三千九百ニュートンとしなければならない。

(積雪荷重)

第八十六条 積雪荷重は、積雪の単位荷重に屋根の水平投影面積及びその地方における垂直積雪量を乗じて計算しなければならない。

2 前項に規定する積雪の単位荷重は、積雪量一センチメートルごとに一平方メートルにつき二十ニュートン以上としなければならない。ただし、特定行政庁は、規則で、国土交通大臣が定める基準に基づいて多雪区域を指定し、その区域につきこれと異なる定めをすることができる。

- 3 第一項に規定する垂直積雪量は、国土交通大臣が定める基準に基づいて特定行政庁が規則で定める数値としなければならない。
- 4 屋根の積雪荷重は、屋根に雪止めがある場合を除き、その勾配が六十度以下の場合においては、その勾配に応じて第一項の積雪荷重に次の式によつて計算した屋根形状係数（特定行政庁が屋根ふき材、雪の性状等を考慮して規則でこれと異なる数値を定めた場合においては、その定めた数値）を乗じた数値とし、その勾配が六十度を超える場合においては、零とすることができる。

$$\mu_b = \sqrt{\cos(1.5\beta)}$$
 [この式において、 μ_b 及び β は、それぞれ次の数値を表すものとする。
 μ_b 屋根形状係数
 β 屋根勾配（単位度）]
- 5 屋根面における積雪量が不均等となるおそれのある場合においては、その影響を考慮して積雪荷重を計算しなければならない。
- 6 雪下ろしを行う慣習のある地方においては、その地方における垂直積雪量が一メートルを超える場合においても、積雪荷重は、雪下ろしの実況に応じて垂直積雪量を一メートルまで減らして計算することができる。
- 7 前項の規定により垂直積雪量を減らして積雪荷重を計算した建築物については、その出入口、主要な居室又はその他の見やすい場所に、その軽減の実況その他必要な事項を表示しなければならない。

(風圧力)

第八十七条 風圧力は、速度圧に風力係数を乗じて計算しなければならない。

- 2 前項の速度圧は、次の式によつて計算しなければならない。

$$q = 0.6 E V_0^2$$

この式において、 q 、 E 及び V_0 は、それぞれ次の数値を表すものとする。

q 速度圧（単位 一平方メートルにつきニュートン）

E 当該建築物の屋根の高さ及び周辺の地域に存する建築物その他の工作物、樹木その他の風速に影響を与えるものの状況に応じて国土交通大臣が定める方法により算出した数値

V_0 その地方における過去の台風の記録に基づく風害の程度その他の風の性状に応じて三十メートル毎秒から四十六メートル毎秒までの範囲内において国土交通大臣が定める風速（単位 メートル毎秒）]

- 3 建築物に近接してその建築物を風の方向に対して有効にさえぎる他の建築物、防風林その他これらに類するものがある場合においては、その方向における速度圧は、前項の規定による数値の二分の一まで減らすことができる。
- 4 第一項の風力係数は、風洞試験によつて定める場合のほか、建築物又は工作物の断面及び平面の形状に応じて国土交通大臣が定める数値によらなければならない。

(地震力)

第八十八条 建築物の地上部分の地震力については、当該建築物の各部分の高さに応じ、当該高さの部分が支える部分に作用する全体の地震力として計算するものとし、その数値は、当該部分の固定荷重と積載荷重との和（第八十六条第二項ただし書の規定により特定行政庁が指定する多雪区域においては、更に積雪荷重を加えるものとする。）に当該高さにおける地震層せん断力係数を乗じて計算しなければならない。この場合において、地震層せん断力係数は、次の式によつて計算するものとする。

$$C_i = Z R_t A_i C_o$$

(この式において、 C_i 、 Z 、 R_t 、 A_i 及び C_o は、それぞれ次の数値を表すものとする。

C_i 建築物の地上部分の一定の高さにおける地震層せん断力係数

Z その地方における過去の地震の記録に基づく震害の程度及び地震活動の状況その他地震の性状に応じて一・〇から〇・七までの範囲内において国土交通大臣が定める数値

R_t 建築物の振動特性を表すものとして、建築物の弾性域における固有周期及び地盤の種類に応じて国土交通大臣が定める方法により算出した数値

A_i 建築物の振動特性に応じて地震層せん断力係数の建築物の高さ方向の分布を表すものとして国土交通大臣が定める方法により算出した数値

C_o 標準せん断力係数)

- 2 標準せん断力係数は、0.2以上としなければならない。ただし、地盤が著しく軟弱な区域として特定行政庁が国土交通大臣の定める基準に基づいて規則で指定する区域内における木造の建築物（第四十六条第二項第一号に掲げる基準に適合するものを除く。）にあつては、0.3以上としなければならない。
- 3 第八十二条の三第二号の規定により必要保有水平耐力を計算する場合においては、前項の規定にかかわらず、標準せん断力係数は、1.0以上としなければならない。
- 4 建築物の地下部分の各部分に作用する地震力は、当該部分の固定荷重と積載荷重との和に次の式に適合する水平震度を乗じて計算しなければならない。ただし、地震時における建築物の振動の性状を適切に評価して計算をすることができる場合においては、当該計算によることができる。

$$k \geq 0.1 (1 - H \div 40) \times Z$$

（この式において、k、H及びZは、それぞれ次の数値を表すものとする。

k 水平震度

H 建築物の地下部分の各部分の地盤面からの深さ（二十を超えるときは二十とする。）（単位メートル）

Z 第一項に規定するZの数値）